

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 文化課

許認可等の内容		栃木市文化会館使用料の減免
根拠法令等及び条項		栃木市文化会館条例第10条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市文化会館条例10条 栃木市文化会館条例施行規則第9条
	参考事項	栃木市文化会館共通事務に関する内規
	設定等年月日	平成22年3月29日設定 平成29年3月29日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 使用料の減免（栃木市文化会館条例第10条）</p> <p>市長は、特別の事由があると認めるときは、施設使用料、附属設備備品使用料、冷暖房費使用料（以下「使用料」という。）を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 使用料減免基準（栃木市文化会館条例施行規則第9条）</p> <p>(1) 使用料の減免基準は、次のとおりとする。</p> <p>ア 市及び教育委員会並びに市内の小中学校及び中学校が利用するとき 全額免除</p> <p>イ 市内の官公署、保育園、幼稚園、高校及び大学が利用するとき 100分の50減額</p> <p>ウ 市内の文化事業団体、社会教育関係団体、学校教育関係団体及び社会福祉関係団体がその目的のために利用するとき 100分の30減額</p> <p>エ 上記に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。</p> <p>(2) (1)イ及びウの場合において入場料その他これに類するものを徴収するときは、(1)は適用しない。</p> <p>(3) 使用料の減免を受けようとする者は、文化会館使用料減免申請書（別記様式第7号）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 減免について（栃木市文化会館共通事務に関する内規第9条）</p> <p>減免申請は、使用料すべてに反映するものとする。</p> <p>4 減免団体について（栃木市文化会館共通事務に関する内規第10条）</p>	

栃木市文化会館条例施行規則第9条第4項にある「教育委員会が特に必要があると認める」場合には、減免申請書に団体規約や開催行事計画書等を添付し、申請毎に判断するものとする。ただし、減免団体であっても入場料を徴収する場合及び寄附金の一部を事業運営費等に充てる場合には、減免扱いにはならない。

また、市および教育委員会の後援では減免扱いとならない。